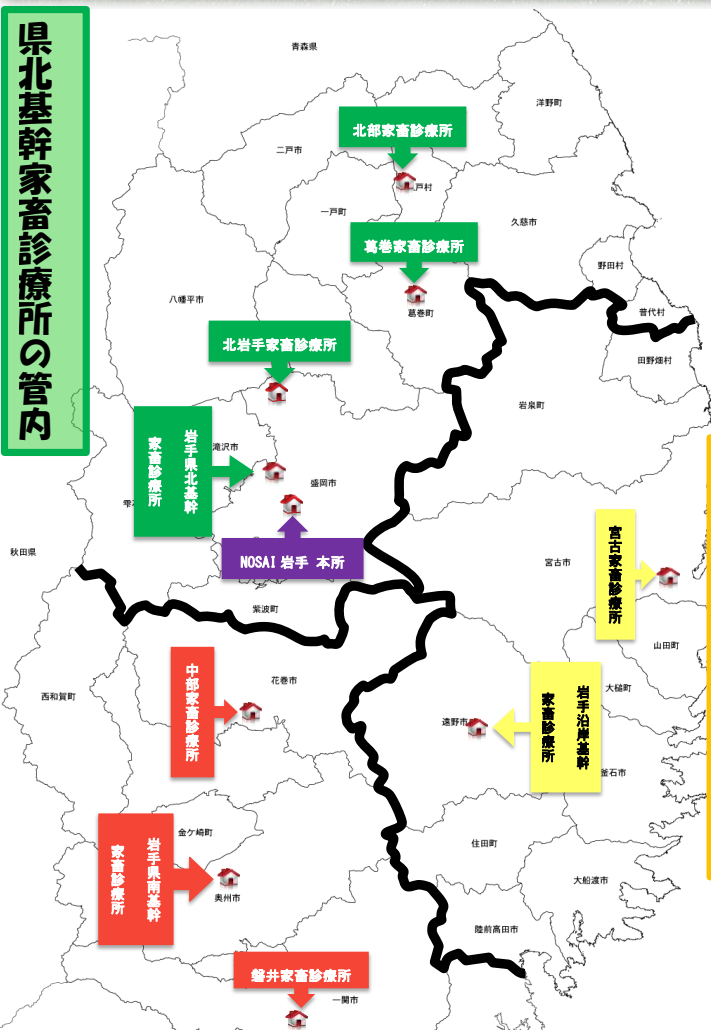


NOSAI 岩手を体験しよう!

平成30年度 岩手県農業共済組合 家畜診療業務体験研修のご案内

県北基幹家畜診療所の管内



沿岸基幹家畜診療所の管内

NOSAI 岩手家畜診療所では、冬期の家畜診療業務体験研修(実習)の受講生を募集しています。

四国4県を超える面積をもち、広大で美しい自然に恵まれた岩手県で、NOSAI 家畜診療所の業務を体験してみませんか？

土地資源が豊かな岩手県では、乳用牛45,500頭(全国第3位)、肉用牛97,100頭(全国第5位)、が飼養され、全国でも有数の畜産県です。

NOSAI 岩手には、3基幹家畜診療所に属する9か所の家畜診療所があり、60名の獣医師が活躍しています。

60名のうち14名が女性獣医師で、うち10名がお母さんとしても頑張っています。

そんな、NOSAI 岩手家畜診療所を体験してみませんか？

県南基幹家畜診療所の管内

岩手県北基幹家畜診療所 管内

- 基幹家畜診療所(盛岡市)
- 北岩手家畜診療所(盛岡市好摩)
- 葛巻家畜診療所(葛巻町)
- 北部家畜診療所(九戸村)

岩手沿岸基幹家畜診療所 管内

- 基幹家畜診療所(遠野市)
- 宮古家畜診療所(宮古市 岩泉町)

岩手県南基幹家畜診療所 管内

- 基幹家畜診療所(奥州市)
- 中部家畜診療所(花巻市)
- 磐井家畜診療所(一関市)



平成30年度岩手県農業共済組合家畜診療業務体験研修実施要領

1. 目的

産業動物臨床獣医師を志す獣医学生を対象として、岩手県農業共済組合家畜診療所業務内容の理解度を高めることにより、食の安全・安心に貢献する産業動物臨床獣医師の育成と家畜診療所職員の安定確保のため、家畜診療所業務体験研修を実施する。

2. 対象者

次のいずれも満たす学生とし、研修（実習）単位取得のみを目的とする場合は対象としない。

- (1) 獣医系大学の教育課程1～6年生及び大学院生で、主任教授等に推薦された学生。
- (2) 岩手県農業共済組合家畜診療所へ産業動物獣医師として就職を考えている学生。

3. 受入期間等

平成30年12月初旬から平成31年3月末までとする。

研修期間及び日程は受講者との間で調整する。受入時期が前後する場合がある。

4. 研修内容

家畜診療所の就業体験を基本とするが、診療業務体験、産業動物の獣医学的技術習得など学生の学年や技能の習熟度によって受入家畜診療所と受講者等（受講者及び主任教授）とで調整する。

5. 受講申込

(1) 受講申込

原則として研修開始希望日の1ヵ月前までに、必要書類を添えて岩手県農業共済組合家畜部診療課へ申し込む。

(2) 必要書類等

- ・ 受講申込書 (様式1-1)
- ・ 誓約書（本人、連帯保証人（保護者を原則とする）） (様式2-1)
- ・ 主任教授等による推薦書 (様式3)
- ・ 学研災及び学研災付帯損害賠償保険もしくは同等の保険への加入が証明できる書類（保険料負担は原則本人とする）。
- ・ 旅行保険への加入が証明できる書類（保険料負担は原則本人とする）。
- ・ その他必要な書類
 - 研修先家畜診療所希望理由書 (様式1-2)
 - 研修助成金振込先通知書 (様式2-2)

6. 研修に要する経費の助成

1の目的を達成するため、受講者に対して研修に要する経費の一部を助成する。助成金は受講者（もしくはその保護者等経費を負担する者）が指定する金融機関口座に、研修終了後に振込むものとする。

(1) 交通費

職員旅費規程を基準とした往復交通費を、大学の所属する地区により次の金額を上限とし実費を助成する。ただし、領収書（写し不可）を速やかに提出した場合に限る。

北海道地区：5万円

東北地区：2万円

関東地区：3万円

中部・近畿・中国・四国地区：5万円

九州地区：8万円

自家用車による参加は、東北地区の大学に在学する学生及び帰省先が東北地区である場合に限り認める。費用助成額は、岩手県以外からの参加の場合に一律1万円とする。

(2) 宿泊費

指定する宿泊施設を利用することを原則とし、宿泊に係る実費を負担する。

やむをえず指定以外の宿泊施設を利用する場合は、1泊7,500円（税込）を上限として実費を助成する。ただし、研修終了までに領収書（写し不可）を提出した場合に限る。

原則として食費は受講者負担とし、助成はしないものとする。

(3) 宿泊施設から家畜診療所への交通費等

原則として宿泊施設から家畜診療所へ移動にかかる交通費は受講者負担とし、助成はしないものとする。

(4) その他

岩手大学に在学する学生については、研修先家畜診療所の場所により宿泊の可否を判断し、宿泊費を助成する。

7. 研修終了後の報告

(1) 研修中は毎日研修日誌（様式5）を作成し、研修最終日に研修レポート（様式6）を家畜診療所長に提出する。

(2) 研修終了後、家畜診療所長が作成する「研修状況報告書」（様式4）を主任教授等に送付する。

(3) 前号の他に受講者が求める書類がある場合は必用に応じて作成する。

8. 注意事項

研修期間中の自動車事故、その他の不慮の事故について、岩手県農業共済組合はその責を負わないものとする。また、受講者が故意又は重大な過失により施設、器具類等を破損した場合は、受講者及びその連帯保証人が弁済の責を負うものとする。

9. 受講者が遵守すべき事項

- (1) 研修日前の10日間以内に、海外から入国または帰国していないこと。
- (2) 研修日前の4ヵ月以内に海外で使用した器具、衣服、靴等を、参加時に持参しないこと。
止むを得ず使用しなければならない場合には、事前に洗浄及び消毒その他の措置を講ずること。
- (3) 国内の他の畜産関係施設等（大学含む）で使用し、家畜に直接接触する物品を持ち込む場合は、十分に洗浄及び消毒を行うこと。
- (4) 受講者は、受入へ出発する際及び終了の際に、主任（担当）教授等に連絡し、必要な指示を仰ぐこと。
- (5) 学研災等の保険は、大学で認めた学外研修でなければ保険の対象とならないため、必ず大学担当者に事前・事後の報告をすること。
- (6) 受講者の都合による研修の中止または受入及び研修期間の変更は、原則として認めない。
止むを得ず中止する場合は、直ちに岩手県農業共済組合本所家畜部、受入家畜診療所、所属大学の担当者に連絡すること。
- (7) 白衣、長靴、聴診器他研修に必要な物品、印鑑、健康保険証、日用品等を携行すること。
- (8) 受講者は、指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとする。これが守られない場合、受入家畜診療所長の判断で研修を中止させることがある。
- (9) 受講者は、研修で知り得た岩手県農業共済組合、家畜診療所、農家等の機密に属する事項及び個人情報について、研修期間中及び研修終了後においても一切これを漏えいしてはならない。
- (10) 研修期間中における施設、人物、動物、機器類等の写真や動画の撮影は、家畜診療所担当者や動物飼養者等の許可を得て行うこと。また、撮影の許可を得た写真や動画であっても、ホームページ、ブログ、SNS（Facebook、Twitter、LINE等）、共有サイト等に掲載することは、これを一切禁止する。

10. 受講者の個人情報保護

岩手県農業共済組合は、受講者に関する参加申込書等の申込書類はすべて厳重に管理・保管し、家畜診療業務体験研修及び獣医師職員募集以外の目的では使用しない。

詳しくは、下記まで お気軽にご相談下さい

★受付、相談窓口

岩手県農業共済組合 本所 家畜部診療課 担当：鈴木 村松

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 1-10-50

Tel 019-601-7496 Fax 019-601-7690

Mail: ikkyo@nosai-iwate.or.jp (鈴木)

yoshiei@nosai-iwate.or.jp (村松)